令和7年度伊東市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に 関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」とい う。)第9条に基づき、本市の事務及び事業における障害者就労施設等から の物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等が供給する 物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者の自立の促進に資する ことを目的とする。

第2 適用機関

この調達方針は、伊東市行政組織規則(平成20年規則第1号)第1条に 規定する組織(以下「本市組織」という。)に適用する。

第3 障害者就労施設等の範囲

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次の施設等をいう。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う ものに限る。)
 - オ 地域活動支援センター
 - カー小規模作業所
- (2) 障がい者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所で、次の要件を満たすもの
 - ① 障がい者の雇用数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の 業務を自ら行う障害者)
 - イ 在宅就業支援団体(在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行 う団体)

第4 調達の対象となる物品等

本市組織が調達する物品及び役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

第5 調達目標

本市調達実績 2,000,000 円以上

第6 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、本市ホームページ等でこれを公表する。

第7 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。

第8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は健康福祉部社会福祉課とする。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。